

平成 23 年度における各部会の審議内容

- 里親認定部会
- 子供権利擁護部会
- 児童虐待死亡事例等検証部会
- 専門部会（児童虐待 地域・現場での
対応力のさらなる強化に向けて）

里親認定部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	19	20	21	22	23	合計
開催回数	6	6	6	6	6	30

2 審議件数（過去5年）

年度	諮問件数					審議結果														
						適格数					不適格数					再調査数				
	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計
19年度	47	33	1	1	82	47	33	0	0	80	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1
20年度	46	47	4	0	97	44	43	4	0	91	1	0	0	0	1	1	4	0	0	5
21年度	42	59	4	0	105	40	58	4	0	102	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3
22年度	48	48	0	0	96	47	48	0	0	95	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
23年度	54	73	2	1	130	54	72	2	1	129	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	237	260	11	2	510	232	254	10	1	497	1	0	0	1	2	4	6	1	0	11

子供権利擁護部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	19	20	21	22	23	計
開催回数	14	9	12	10	12	57

2 審議件数（過去5年）

年度	19	20	21	22	23	計
(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例	33	19	29	38	43	162
(2) 児童相談所長が必要と認める事例	5	7	3	1	1	17
(3) 緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となった事例	1					1
(4) 子供の権利擁護専門相談事業において、特に困難な事例						0
(5) その他（意見聴取した事例のその後の経過報告など）	3	1	1	1		6
計	42	27	33	40	44	186

<よくみられる事例>

(1)の事例

- ・保護者の虐待等により児童相談所は施設入所を適当と判断するが、保護者は承諾を拒否
- ・裁判所の審判による施設入所措置の期間更新

(2)の事例

- ・援助方針（対応が困難であり、高度な専門的知識が必要と判断される事例等）に対する助言要請
- ・裁判所の審判により施設入所措置した児童の措置解除

3 被措置児童等虐待の状況報告件数（平成21年度から開始）

年度	受理	調査済み	虐待該当	施設種別内訳		
				社会的養護関係施設	里親	一時保護
21年度	31	31	12	9	1	2
22年度	23	22	9	7	2	0
23年度	30	28	6	5	0	1

*23年度の調査済み件数は、平成24年5月31日現在

児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容

1 開催回数（平成20年6月部会設置 以降）

年度	20	21	22	23	計
開催回数	6回	7回	7回	9回	29回
ヒアリング等を実施した関係機関	24機関	11機関	10機関	19機関	—

2 審議内容

<平成20年度>

- 19年度中に発生した、重大な児童虐待20事例のうち、6事例を検証
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（21.4.9）

<平成21年度>

- 20年度中に発生した、重大な児童虐待23事例のうち、4事例を検証
- 4事例のうち2事例は部会による検証、2事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- 22年度中に発生した、江戸川区での事例についても、緊急に検証を実施
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（22.4.28）
「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について(江戸川区事例)」（22.5.11）

<平成22年度>

- 21年度中に発生した、重大な児童虐待13事例のうち、1事例を検証
22年度上半期に発生した1事例についても早急に検証を実施
- 2事例のうち1事例は部会による検証、1事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（23.5.27）

<平成23年度>

- 22年度中に発生した、重大な児童虐待14事例のうち、3事例を検証
23年度上半期に発生した1事例についても早急に検証を実施
- 4事例のうち2事例は部会による検証、2事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- そのほか、里親による虐待事例について、別途検証を実施し、中間まとめを公表
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について(里親事例 中間まとめ)」（24.1.17）
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（24.5.22）

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（里親事例 中間まとめ） -平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書-

概要版

1 事例の概要 (P.7~P.10)

○平成22年8月、児童相談所が養育家庭に委託していた児童が、養育家庭宅の階段下に倒れているのが発見された。医療機関に搬送されたが、死亡が確認された。
○平成23年8月、里母が傷害致死容疑で逮捕された。

2 児童及び養育家庭の状況 (P.7~ P.10)

本児：3歳7か月。平成21年9月より養育家庭委託
里母：40代前半 里父：40代前半
里姉：中学生及び小学生
(平成22年8月24日現在)

3 認定から交流の過程における問題点、課題 (P.11~P.12) → 改善策 (P.17~P.18)

- 認定登録申請 事前調査** ○里親を希望する動機や養育の考え方を詳細に聞き取れていない。
- 認定の審議** ○申請書において里親の養育の考え方等の記載が十分でなく、里親認定部会が個々の家庭の状況に即した意見を付することが難しい。また、付された意見が、児童の委託時に十分に斟酌されないケースがある。
- 認定前研修** ○座学中心のカリキュラム構成であり、実践的に活用できる内容が不足している。また、研修の理解度を確保する仕組みがない。
- 選定 マッチング** ○里親の養育時間の確保等について、実態が十分に把握できていない場合がある。児童相談所と施設とのケースカンファレンスは、必須とはされていない。

- 里親希望者が記入する申請書を、動機や養育の考え方等を詳しく記入できる様式に改善すること。こうした点を掘り下げて事前調査を行うこと。児童が家庭で育つことの大切さや養育の難しさ等を十分説明すること。**【養育の考え方を把握】**
- 里親認定部会では、当該家庭の事情等に応じ、マッチングや委託に当たって配慮すべき意見を積極的に付すこと。児童相談所では、この助言を重く受けとめて活かしていくこと。**【助言機能の強化】**
- 子どもの発達に応じた養育等への理解を深める演習型の研修を充実すること。研修後にはレポート等の提出を義務付け、制度や養育への理解度を確保すること。**【演習型研修の実施】**
- 交流期間中に関係者が一堂に会するカンファレンスの実施をルール化し、児童の様子や交流の状況、候補家庭の生活実態等を相互に確認し評価した上で、委託につなげること。**【カンファレンスのルール化】**

4 事例から見てきた問題点、課題 (P.13~P.16) → 改善策 (P.18~P.20)

- 選定 マッチング** ○乳児院は、里子が里親になつていないという印象を持っていたが、交流の不調を伺わせる特段のエピソードが見られなかったため、気がかりな点を児童相談所に明確に伝えることができなかった。
- 児童相談所**
 - 里親への連絡頻度は少なくなかったが、里母の多忙な生活を具体的に把握するには至らなかった。周囲から里姉にかかっている養育負担を懸念する声が寄せられていたが、積極的に情報を得なかった。
 - 児童相談所は心理面接、医師面接を実施し、助言はしたが、その後のフォローは行わなかった。
 - 保育所・保健機関・医療機関が把握していた気がかりな情報（里子の傷や痣、里子の育てにくさを里母が話していた）を、把握する仕組みがなかった。
- 委託後**
 - 保育所は、本児の原因が曖昧な傷、痣について転園先の保育所に情報を引き継がず、転園先は複数回の傷、痣の状況を重ね合わせると見て取れたかもしれない虐待の疑いを持つには至らなかった。
 - 医療機関は、本児の傷を確認していたが、虐待を疑う視点が十分でなかったため、院内での関係者の協議につながらなかった。

- 家庭訪問や来所面接の機会を活用し、里母や実子等に個別面談を行うなど、家族全体へのきめ細やかな援助を行うこと。**【家族全体へのアセスメントと援助の強化】**
- 心理面接を委託後、半年までの間に実施し、その後も年に1回程度継続して実施すること。心理面接、医師面接は、必要に応じて1~3か月後や半年後に再接触を実施するなどのフォローを行うこと。**【定期的な実施とその後のフォロー】**
- 保育所や学校など、日常的に児童と接している関係機関への定期的な訪問などを行い、養育家庭制度への理解を求めるとともに、情報交換や支援の進め方について共通認識を築いていくこと。**【関係機関への訪問】**
- 要保護児童対策地域協議会において、関係機関と「里子は支援を必要とする児童」との共通認識を築きながら、必要に応じて地域の様々なサービスや社会資源を養育支援につなげること。**【地域の支援ネットワークとの連携】**
- 保育所は、不審な傷、痣を発見した場合は、必ずその事実を記録し、虐待通告を検討すること。転園の際には、児童相談所や子ども家庭支援センターと連携しながら、虐待の疑いがあることを申し送り事項として加えること。**【養育家庭に対する組織的な支援】**
- 医療機関は、スタッフ一人ひとりが虐待への認識を深めること。虐待が疑われる事例に組織的に対応できるよう、CAPS(院内虐待対策委員会)の設置に努めること。**【CAPSの設置促進】**

5 援助体制の強化に向けた改善策 (P.20~P.22)

- 【児童相談所の体制強化・里親支援機関事業の活用】**
○東京都は、全児童相談所に里親支援専任の常勤職員を配置すること。養育家庭の登録数に応じて、専任職員を複数配置できるように、職員定数の見直し、増員を行うこと。
○東京都は、豊富なノウハウを持つ民間団体等を活用した里親支援機関事業を全児童相談所に拡大し、里親支援の充実を図ること。
- 【乳児院、児童養護施設とのさらなる連携・支援団体との連携】**
○乳児院や児童養護施設は、里親支援専門相談員を活用するなど、里親への相談支援等の充実を図ること。児童相談所は、相談支援、養育体験の提供などの協力を施設に求め、一層の連携を図ること。
○東京都及び児童相談所は、独自の取組を行っている民間団体と連携し、協働しながら支援の充実に努めていくこと。

6 養育家庭に求められるもの (P.22)

- 【地域に支えられた養育】**
○養育家庭は、社会的養護を担う公的な役割を自ら認識し、必要に応じて周囲の支援を受けながら、里子の最善の利益のために努力すること。
- 【里親同士の横のつながり】**
○東京都は、養育家庭に里親サロンなどの交流会等への参加を促すほか、新規に児童を委託した場合、一定期間、参加の義務化などを検討すること。

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について —平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

1 検証対象事例

○東京都において発生した重大な児童虐待で、東京都・区市町村の関与があったものを対象とし、
 ・22年度に発生した5事例のうち、3事例を検証【事例2・3・4】
 (ほかの2事例については、既に検証済み)
 ・23年度上半期に発生した事例で早急に検証する必要があると判断した1事例についても検証【事例1】

2 検証方法

○検証部会が関係機関にヒアリングを実施し、検証【事例1・2】
 ○児童相談所が関係機関から聞き取りを行い、外部有識者を加えて検証。その結果を受けて検証部会で検証【事例3・4】

22年度に発生した重大な虐待事例

区分	東京都・区市町村の関与		計
	有	無	
① 虐待による死亡事例(心中を含む。)	2	2	4
② 死亡原因が虐待によるものと特定されないが、死亡に至った経過の中で虐待が疑われる事例	2	1	3
③ 死亡に至らなかったが心中未遂や虐待により重度の障害に至った重篤な事例	1	1	2
④ 乳児死体遺棄の事例	0	4	4
⑤ 棄児置き去り児の事例	0	1	1
計	5	9	14

※網掛けは今回検証している事例(このほかに23年度上半期に発生した事例をあわせて計4事例を検証)

3 事例別の課題と改善策等

	事例1	事例2	事例3	事例4
関係機関	他県児童相談所、都児童相談所	医療機関、乳児院、保健機関、子ども家庭支援センター、都児童相談所	子育てひろば、子ども家庭支援センター	医療機関、保育所、保健機関、子ども家庭支援センター、障害機関、都児童相談所
概要	<ul style="list-style-type: none"> 2歳男児が、心肺停止状態で救急搬送され、後日死亡。母が逮捕される。 本児は他県において乳児院入所措置となっていたが、家庭引取りとなり、死亡の約3ヶ月前に都内に転居していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待通告により乳児院措置されていた0歳女児が、措置解除から約2週間後に救急搬送される。重篤な障害が残る怪我。後日、父が逮捕される。 児童相談所は、保健機関と子ども家庭支援センターに乳児院退所を伝え、支援を依頼していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 2歳の男児が救急搬送され、同日死亡。父が逮捕される。 子ども家庭支援センターが母からの相談(子育て、育児しつけ相談)を受けて、母子の心理相談を実施していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある4歳男児が自宅で死亡。母が逮捕される。 母は、乳幼児定期健診後のフォロー教室や心身障害児訓練通園施設のグループ活動に参加していた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 他県児童相談所は、ケース移管にあたってアセスメントシートの基準に基づく判断を行っていなかった。都児童相談所も判断の根拠を確認することなく、移管を受け入れてしまった。 他県児童相談所と都児童相談所が家庭に同行訪問したが、子どもに会えず、直接目視による安全確認ができなかった。 都児童相談所は、他県児童相談所の説明から保護者とうまくいっているケースと受け止めてしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所は、きょうだいの加害を想定し、保護者の虐待の可能性を軽視した。 父との面接を1回しか行っておらず、父の人物像を十分に把握できていなかった。 協力医師の所見を求める際に、情報提供の内容が不十分だった。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てひろばは、母の子育て相談の中で、「父が家にいると激しく泣く」などの虐待が疑われる話を聴取しながら、父の職業が保育士であることなどから、虐待に対する危機感を持たなかった。 子ども家庭支援センターは、子育てひろばから本児の骨折と顔面の痣について伝えられていたが、母の相談を子育て相談として受け止めていたため、虐待ケースとしての調査をしなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの関係機関(保育所、心身障害児訓練通園施設、医療機関)が、母の精神的に不安定な状況を把握していたが、情報共有ができておらず、子ども家庭支援センターに情報が入らなかった。 保護者が子どもの障害を受容できているかどうかについて、フォローを十分にしていなかった。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 移管にあたっては、全国ルールに基づく手続きを徹底すること。 子どもの安全確認のための現認を速やかに行うこと。 移管先は、移管元からの情報だけで判断せず、主体的にアセスメントを行い、危機意識のレベルを見極めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の加害者の特定が困難な場合は特定を留保して、慎重に対応すること。 同居家族等への面接を重ねるなどして、人物像や家族状況を十分把握すること。 協力医師の所見を求める場合、必要十分な医療情報並びに事実に基づいた生活関連情報を提供すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の意向や職業にとらわれず、客観的事実の抽出に配慮できるよう、研修等を通じ、職員の相談技能の向上を図ること。 頭部・顔面・腹部の痣・傷や骨折・火傷等がある場合は、虐待を疑う重大な兆候と捉え、徹底した初期調査を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関は、要支援家庭、特に障害児を持つ家庭に対するアセスメント能力の向上を図るとともに、連絡体制を構築し、一体となって危機感を持つこと。 子どもの障害を診断した医療機関、通所訓練施設、保育所は、保護者が診断をどのように受け止めたか注意を払い、フォローが必要な場合には、要保護児童対策地域協議会に支援を要請することなどを検討すること。

4 児童虐待防止に取り組む全ての関係者に向けて

児童福祉司の増員と資質の向上により、児童相談所の体制の強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会に関しては、ケースに応じて専門家を導入するなど、柔軟に活用することも、今後検討していくべきである。

専門部会(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)
審議内容

【課題1】

関係機関の埋まらない隙間で生じる
重大事例

⇒ 地域支援ネットワーク
(要保護児童対策地域協議会)の強化

■隙間のない連携のネットワークを作るには

- 個別ケース会議は適時、適切に開催されているか
- 情報の共有化、役割分担は適切に行われているか

■児童相談所と子供家庭支援センターなどの援助主担当機関間の
協働体制に隙間はないか

- 情報の共有化は図られているか、ケースの見立ては一致しているのか
- 児相と支援センターのマニュアルは整合性がとれているか
- 児相の区市町村支援は十分行われているか

■医療、教育部門との連携が十分ではない

- 相談援助部門との連携は図られているか
- 組織内での情報の共有化が十分図られているか

■在宅のハイリスク家庭、再統合家庭への支援が十分ではない

- 児童相談所の保護者指導は十分機能しているのか
- 地域の資源、民間団体等外部機関との連携は図られているか(地域資源、民間団体の脆弱な現状)

【課題2】

虐待の未然防止策が進展していない

⇒ 地域における未然防止策、
要支援家庭の早期発見・支援策の推進

■子育て不安群(虐待予備群)への支援が十分ではない

- 虐待防止の観点から、地域の子育て支援部門のサービスを充実できないか
- 地域の関係機関における虐待防止の取組は浸透しているか
- ひとり親家庭への支援が十分行われていない

■要支援家庭をより確実に早期発見するには

- 健診など母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見について、十分工夫ができていないか
- 妊婦健診未受診者、特定妊婦へのアプローチは図られているか

■子どもの成長に合わせたライフステージを通じての関係機関の
連携が十分図られていない

- 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の情報の共有化は十分図られているか

【課題3】

増え続ける虐待相談件数、重篤化する
ケース内容への迅速的確な対応

⇒ 相談援助部門の機能強化

■対応困難ケースが増える中、相談援助機能をさらに強化
するには【児童相談所】

- 児童福祉司及び児童心理司の人員数が、全国平均と比べて大きく下回る現状
- 児童相談所の専門性を支える人員配置になっているか
- 経験年数の少ない児童福祉司が多数を占める現状
- 性行相談、障害相談から虐待対応までの児童相談所機能の見直し、虐待、非行相談に重点化するには
- 初期対応から家族再統合まで広範囲にわたる児童福祉司の業務範囲は適正か
- 燃え尽き症候群を防止するにはどのような方策があるか

■区市町村の体制や対応力の向上を図るためには

【子供家庭支援センター】

- ケースの見立てについて、児相と乖離はないか
- 要保護児童対策地域協議会としての調整力は発揮できているか
- センター長や基幹職員の育成が課題

検討の視点と解決の方向

◆要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 特定妊婦の対象の特定、早期の把握、支援のあり方を具体的に定めるべき

◆子供家庭支援センターと児相との連携強化

- 児相と子供家庭支援センター(要保護児童対策地域協議会の運営含む)の共有ガイドラインを策定すべき
- 児相チームが子家センの援助方針会議に参加

◆保健、医療、教育など各部門との連携強化

- 医療機関向け研修の徹底
- 教育と福祉部門の橋渡し役の充実

◆地域における家庭への支援・見守り体制の充実

- 児相センター治療指導課のノウハウを見相や子家センにおける保護者援助に反映
- 民間団体との連携を推進

検討の視点と解決の方向

◆子育て不安群(虐待予備群)に向けた、地域の子育て支援
策の充実

- 地域の実情に応じた取組の促進(区市町村包括補助事業を活用)
- 地域における虐待防止支援プラン(仮称)の推進
- 母子生活支援施設の活用の促進など

◆福祉部門と母子保健部門との連携

- 母子保健事業を通じた虐待未然防止・要支援家庭の早期発見支援の取組を促進

◆要支援・要保護児童における就学前後の切れ目のない支援
の充実

- 要対協を活用した取組の促進

検討の視点

緊急提言(H23.8.31)

- ①児童福祉司、児童心理司のさらなる増員を図ること。(H24年度:定数11増)
- ②医療、保健分野の専門性を有し、関係機関とのコーディネート役を担う人材を児童相談所に確保すること。(H24年度:保健師を3児相に配置)
- ③警察等との連携を強化するための人材を児童相談所に確保すること。(H24年度:警察OBを10児相に配置)

◆困難ケース対応を前提とした児童相談所体制強化と人材育成
体制の検討

- 児童福祉司、児童心理司の適正配置
- OJT、Off-JTを効果的に組み合わせた研修体系のあり方
- 分業体制(虐待対応専門チーム・家庭支援チーム等)

◆児童相談所による効果的な地域支援のあり方の検討

- 児童相談所と子供家庭支援センターの橋渡し役の設置
- 長期、短期派遣研修